

## 半田市寝具乾燥クリーニング事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、寝具の衛生管理が困難な高齢者等に対し、寝具の乾燥クリーニングを行い、高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、本市に住所を有する65歳以上の者で構成される世帯に属する者で、高齢、心身の障がい等の理由により自ら寝具の衛生管理を行うことが困難で十分な援助を得られないもののうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 要介護認定1以上の者

(2) 身体障がい者手帳1級又は2級所持者のうち肢体不自由の者

2 前項の規定にかかわらず、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納している者については、この事業の対象としないものとする。ただし、適切な納付誓約の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は、この限りではない。

### (事業内容)

第3条 この事業の内容は、次の各号に定める寝具乾燥クリーニングとする。

(1) 対象物品は掛敷布団及び毛布とする。

(2) 利用回数は年2回までとする。

(3) 数量は、1回につき掛布団1枚、敷布団1枚及び毛布2枚までとする。

### (費用)

第4条 この事業の利用料は、無料とする。

### (申請及び決定)

第5条 この事業の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、寝具乾燥クリーニング事業申請書(様式第1)により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、寝具乾燥クリーニング事業決定通知書(様式第2)により、適当でないと認めるときは、寝具乾燥クリーニング事業却下通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

### (委託)

第6条 この事業の実施は、業者に委託して行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

## 寝具乾燥クリーニング事業申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

下記のとおり寝具乾燥クリーニングを申請します。

利用者氏名		生年月日	年	月	日
住 所	〒475- 半田市		TEL	—	
対象区分	(1) 要介護認定1以上の方 ----- (2) 身体障がい者手帳1級・2級（肢体不自由）の方				
希望枚数 ※注1	掛布団	敷布団	毛布		
1回目	枚	枚	枚		
2回目	枚	枚	枚		
希望時期 ※注2	第1回 〆切 月 日	第2回 〆切 月 日	第3回 〆切 月 日	第4回 〆切 月 日	
代替布団	希望する ・ 希望しない				

※注1 1回につき掛・敷布団各1枚、毛布2枚の範囲で希望の枚数

※注2 2回まで利用できますので、希望時期に○を付けて下さい。

同意書	寝具乾燥クリーニング事業の利用における審査のために、私の市税等の納付状況を市担当者が調査することに同意します。  氏名
-----	---

様式第2（第5条関係）

## 寝具乾燥クリーニング事業決定通知書

年 月 日

様

半田市長

年度第 回寝具乾燥クリーニングは、下記のとおり決定しました。

- |         |   |   |      |
|---------|---|---|------|
| 1 寝具回収日 | 年 | 月 | 日（ ） |
| 2 寝具配送日 | 年 | 月 | 日（ ） |

- 3 希望枚数

掛布団	枚
敷布団	枚
毛布	枚

※回収・配送は午前8時半から正午の間に伺います。

※枚数の変更や都合により今回辞退されるときはすみやかに連絡してください。

※水洗いをしますので羽根布団、純毛毛布はできませんのでご注意ください。

様式第3（第5条関係）

## 寝具乾燥クリーニング事業却下通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日に申請のありました寝具乾燥クリーニングについて、下記の理由により却下します。

対象者	
却下理由	